

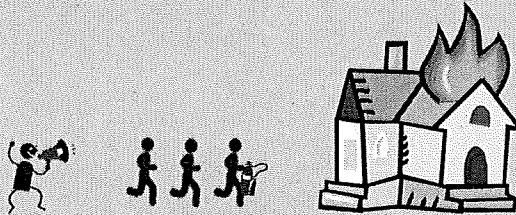
高津橋防災福祉コミュニティ 地域おたすけガイド

**平成28年3月作成
(平成29年7月一部修正)**

高津橋防災福祉コミュニティ

地域おたすけガイドを作成する前に…

- (1) 地域おたすけガイドは、地域の皆さんのが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- (2) 皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考に、この地域おたすけガイドを作成しました。
- (3) しかし、この地域おたすけガイドに記載している内容は完全ではありません。
- (4) ぜひ、皆さんの防コミで訓練を通して繰り返し検証して、地域に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。



高津橋防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド

防コミ運営本部設置基準

- ・地震による災害が発生し、又は災害が拡大する恐れがある場合。
- ・特別警報が出された場合。
- ・大雨等で神戸市に土砂災害の避難準備・高齢者等避難開始情報が発表された場合。

活動方針

阪神・淡路の教訓で、近隣の方々で助けあうことはとても重要です。
しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう!!

防コミ運営本部設置場所	高津橋地域福祉センター			
防災資機材庫の場所	高津橋 地域福祉センター	各自治会所有		
一時避難場所	玉津中学校	高津橋小学校	高台	
※ 地区内の高層建築など所有者に利用の承諾を得ている場所あり ※ その他にも災害時の一時利用の交渉を検討				
耐震性防火水槽	地図を参照			
災害時要援護者名簿保管庫	なし (今後、自治会、隣保等の単位で情報共有の方法を検討)			
防災行政無線保有者	高津橋 地域福祉センター	消防団詰所 分団長所有	上池地区	西裏地区
地域内の危険箇所	地図を参照			

①風水害

□は、その行動が完了したら✓をつける。

【災害発生前】

地域で事前にしておくこと

- 災害発生時の役割や避難のルールを決めておく
- 災害時に連絡を防コミ運営本部に集めるための仕組みづくり
- 災害時要援護者については、各自治会（隣保）で把握しておく

個人の行動

- 天気予報の確認
- 防災グッズ（非常食、ライトなど）の準備

防災福祉コミュニティとしての活動

0 情報収集（運営本部立ち上げ前・自宅にて）

- 必要に応じて、委員長から各自治会長に分会地域の情報収集を依頼。届いた情報とともに委員長が本部立ち上げの判断をする。

1 防コミ運営本部の立ち上げ（避難準備・高齢者避難開始情報が発令されたら立ち上げ）

- 本部に集まった役員の中から統括防災リーダーを決める。
- 地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿（作成要検討）などを本部に配置する。避難所設置場所を確認し、必要な資機材を運営本部で準備する。
- 防コミ委員長から、消防、各自治会長、民児協、障がい者団体等、学校園にメール・電話等で連絡し、各自治会での情報収集を依頼する。状況をマップで確認する。
- 統括防災リーダーは本部に集まったメンバーで、情報班、資源管理班等の班編成を行う。
- 各ブロックの避難場所と連絡をとり状況を確認する。

2 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ、または防災行政無線（地区にある場合）等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した情報のうち、防コミ本部の立ち上げ等の重要な情報は、有線電話・携帯電話等により、各分会（ブロック）や班長を通じ、それぞれの自治会で定めている緊急連絡網等で各家庭に連絡する。
- 各自治会本部立ち上げの連絡を各家庭にする際、その家庭では支援が必要かどうかを確認し、情報を各自治会本部（または自治会長）に集める。

【参考】

避難勧告の種類	
避難準備・高齢者避難情報	<p>次に該当する方は、避難を開始してください。</p> <ul style="list-style-type: none">お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方 <p>なお、避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難して下さい。</p> <p>それ以外の方については、気象情報に注意し、危険だと思ったら早めに避難をして下さい。</p>
避難勧告	災害発生の可能性が高まっています。避難を開始してください。
避難指示	<p>いまにも災害が発生する可能性があります。すぐに避難してください。</p> <p>※大雨などで避難所への避難が危険なときは、崖から離れた2階以上の部屋に避難しましょう。</p>

3 組織内の連絡体制の確保

- 情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく。

4 災害時要援護者の避難誘導

- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合で、災害時要援護者が自ら避難できない場合は、各ブロックの活動班により避難誘導を実施する。
- 自治会役員を中心に避難の為の体制を整える
- 避難準備・高齢者避難開始情報の段階で自力避難が困難な人を避難所へ移動させる（※事前のルールづくりが必要）

5 資機材等の確保

- 災害発生時に備えて、防災資機材の確保や非常食等の確保をする。

【災害発生直後】

個人の行動

- 自治会ごとの避難所への避難を開始する。所在がわかるように標示をつくる。
- 避難が難しい場合は住宅2階へ移動する。
- 仕事等で地域外にいる場合は、災害時伝言サービス等を利用し家族の安否確認を行う。
- 地域外から戻る交通手段の確保や地区の災害情報など確認しておく。

防災福祉コミュニティとしての活動

1 防コミ運営本部による指揮

- 情報班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各自治会本部に活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。

2 ブロック毎の災害対応

- 防災活動が可能な市民は消防団と連携し、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- 自治会長等は「救出・救護」など、対応すべき災害に応じた班を集まってきた市民で編成する。

3 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 防災行政無線等により収集した気象情報等は、有線電話、携帯電話等により、本部に集める。
- 有線電話、携帯電話等により、各自治会本部から連絡網等を通じて各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。各自治会で集めた情報は防コミ本部へ伝える。

4 安否確認

- 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
- 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。
* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。
- 地域外にいる場合は災害時伝言サービス等を利用して安否確認を行う。

災害用伝言ダイヤル（171）の利用方法

被災地の方が、自宅の電話番号宛に安否情報（伝言）を音声で録音（登録）し、全国からその音声を再生（確認）することができます。

操作手順

1. 171 をダイヤルします。
2. ガイダンスに従って、録音の場合は 1 を、再生の場合は 2 をダイヤルします。
(暗証番号を付けて録音・再生を行うこともできます。)
3. ガイダンスに従って、自宅（被災地）の電話番号、または、連絡をとりたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルします。
4. 伝言を録音・再生することができます。

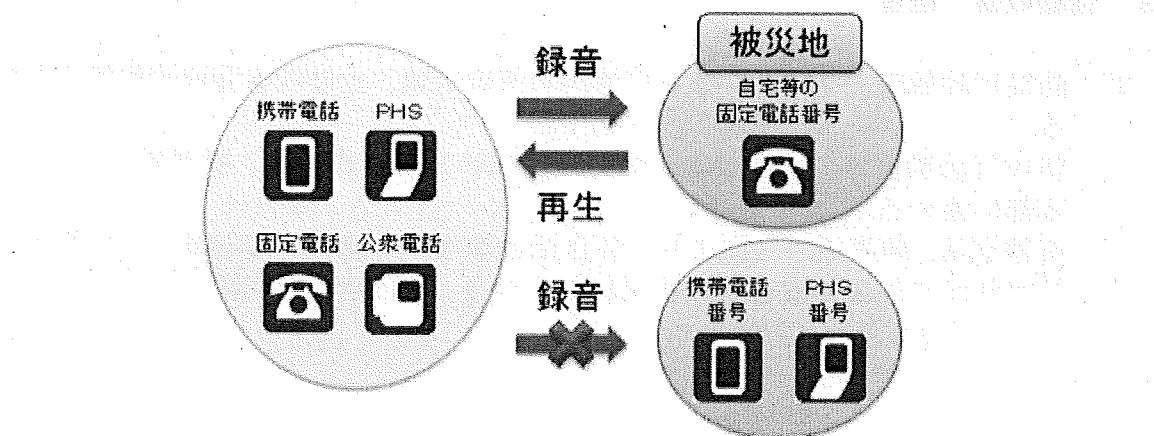
利用できる電話

災害用伝言ダイヤルは、加入電話（ブッシュ回線、ダイヤル回線）、公衆電話、ISDN、携帯電話・PHS、IP電話（050の電話番号から始まるIP電話は除く）から利用可能です。（詳細はご利用の電話会社にお問い合わせください。）

ただし、伝言の録音・再生は、被災地の方の電話番号宛に行う必要があります。この電話番号は03等の市外局番で始まる電話番号のみが対象です。

つまり、携帯電話（090、080）・PHS（070）からは、災害用伝言ダイヤルを利用することはできませんが、携帯電話・PHSの電話番号宛に伝言を録音することはできませんのでご注意ください。

＜利用イメージ＞



総務省ホームページより

5 救出・救護

- 二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材を使用し、被災者を救出する。ただし無理をせず安全に十分注意すること。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

6 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を消防署や区役所に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

7 避難所のたちあげ

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所をたちあげる。
- 各避難所でリーダーを決めて役割分担をする。(受付対応係、誘導係、備蓄品を管理する係、水を確保する係、トイレ係など)
- 避難してきた人から家族の安否確認を行う。
- 避難者の地域別に名簿を作成する。避難者自身が記入する。
- 避難者を避難場所に誘導する。動物連れ、子ども連れ、障がい者等状況に応じて対応出来るようにしておく。
- 非常食等備蓄は限りがあるので、食べ物は各自で持参してもらう

②地震

【災害発生直後】

個人の行動

1 地震発生直後の安全の確保

- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ラジオなどで情報の確認。

防災福祉コミュニティとしての活動

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿などを配置する。
また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- 各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

2 各自治会ごとの災害対応

- 防災活動が可能な市民は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- 各自治会長等は、消防や救助など、対応すべき災害に応じた班を集まってきた市民で編成する。

3 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
 - 防災行政無線等により収集した地震情報等は、伝令等により、各自治会長等に伝達する。
 - 伝令等により、自治会長等から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。
- * 地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。

4 安否確認

- 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
- 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。
* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

5 消火活動

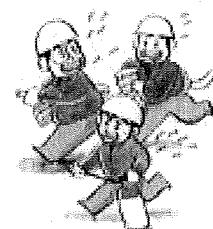
- 各自治会単位で耐震性防火水槽の小型動力ポンプやあらゆる消防器具等を活用し初期消火を行う。
- 出火場所を確認する。
- 消火活動人員の割り振りをする。
* 火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

6 救出・救護活動

- 二次災害に注意しながら、各自治会単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する。
* 救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。
- 救出活動人員の割り振りをする。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

7 災害時要援護者の避難支援

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う。
- 支援者の割り振りをする。



8 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

9 避難所のたちあげ

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所をたちあげる
- 避難者名簿の作成

災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難場所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方

- ・障がいのある方
- ・介護が必要な方
- ・高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方

③共通事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

1 役割分担の見直し

- 防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を、見直す。

2 避難所の運営

- 学校関係者や、区役所職員や災害ボランティアと協力して、避難所の運営にあたる。

- 女性や子育て家庭への配慮

- 同行避難してきたペットへの配慮

- 災害時要援護者への配慮（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と区分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応：保健室の利用など）

※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切。

- 福祉避難所（次頁参照）を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ。

3 生活情報の収集

- 生活情報の収集及び住民への周知

4 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。

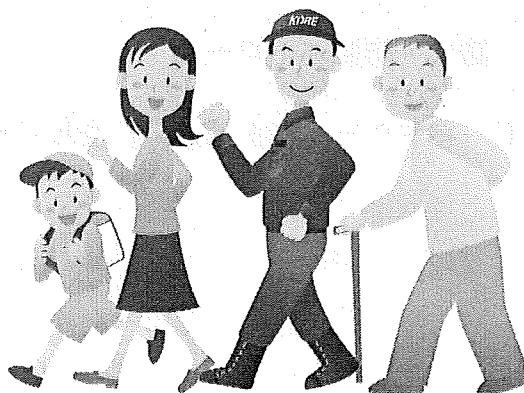
「福祉避難所」について

神戸市では、避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方のための二次的避難所として、地域福祉センターや特別養護老人ホームなど、357箇所を「福祉避難所」に指定しています（平成29年3月末時点）。

福祉避難所の対象者は、市の保健師が避難所で行う健康調査等をもとに、ご本人やご家族の意向や状況を踏まえ、市が決定します。

要援護者から福祉避難所への直接避難の相談があった場合は、区災害対策本部へ連絡いただくよう、対応をお願いします。

※福祉避難所の開設は、対象者の人数や施設の状況、対応可能な人員や物資の確保の状況等を踏まえて、市が判断します。災害時に常に開設される訳ではありませんので、要援護の方を含め、まずは一般避難所へ避難していただくことになります。



情報収集・伝達

- 1 ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 2 地域内の災害情報を把握する。

情報収集・伝達手順

1 情報収集

収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。

(1) ラジオ等での情報収集

通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、電話等も活用する。

(2) 行政からの情報収集

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。

(3) 各ブロックからの情報収集

安否確認

1 安否確認情報の収集

2 安否不明者の確認

- (1) 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う
- (2) 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う

訪問先での確認手順

1 外観の確認

建物に甚大な被害がないかを確認してください。

2 声かけ・呼びかけ確認

門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。

3 ドアをノックする

応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみてください。

4 庭、勝手口等の確認

状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認をしてください。

5 確認シール貼付

確認した状況に応じて、玄関ドアにシールを貼付してください。

必ず右上部付近に貼付

シールの色分け

● 救助・支援の必要あり

● 安否の確認できず

● 確認済み・支援の必要なし

救出・救護活動

- 1 ブロック、自治会単位で防災資機材（ジャッキ、のこぎり、バール等）を活用し、協力して救出活動を行う。
- 2 救護（応急手当）を実施する。

救出・救護手順

1 被害の実態把握

- (1) 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か（けがの程度も含めて）確認する。
- (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- (3) 二次災害が発生する危険要因がないか確認する。

2 二次災害の防止

- (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
- (2) 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きな物が倒れたり倒壊しないようにロープ等で支持、固定する。
- (3) 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気のブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。

3 要救助者の救出

- (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
- (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない。

4 応急手当

出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

消火活動

- 1 ブロック、自治会単位で耐震性防火水槽の小型動力ポンプ等を活用し初期消火を行う。
- 2 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る。

消火活動手順

1 消火用水の選定

- (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。
- (2) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。
- (3) ポンプから水面までの高低差はC級で7m以内、D級で4m以内を目安とする。

2 ホースの延長要領

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- (2) ホースの結合は漏水しないように確実に行う。

3 送水の時期

- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があってから送水する。
- (2) 放口コックを開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う。

災害時要援護者の避難支援

自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う。

避難支援のポイント

1 一人暮らし高齢者

迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。

2 寝たきりの要介護高齢者

避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。

3 認知症の人

安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。

4 視覚障がい者

音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要。

5 聴覚障がい者

補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。

6 言語障がい者

手話、筆談等によって状況を把握することが必要。

7 在宅人工呼吸器使用者

避難所での電源確保が必要。